積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事設	 業 計	年年		令和 7年度 令和 年 月		
予	算	科	月目	款 項	目	
1,	F	17	口		П	Z1 ₁
エ	事	場	所	京都市北区西賀茂蛙ケ谷・地内		
路線	名又に	は河川	名等			
エ	事	-	名	令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理道整備工事		
工			期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事	業	果(所	3) 名	風致保全課	単価使用年月 令和	年 月
工	事	番	号		歩掛適用年月 令和	年 月
変	更	口	数		基準適用年月 令和	年 月
主	工	•	種		単 価 地 区	
前	払 会	金支	: 出		調整区分	

京都市 都市計画局



工事概要

工事延長	工事延長							
ふとんかご	m	12	板柵土留	m	158			
砕石舗装	m2	230	獣害防止柵	m	118			
獣害防止柵用門扉	箇所	2	根株撤去	本	11			

施工理由

本工事は、西賀茂歴史的風土特別保存地区における森林の維持管理を目的とした管理道を整備するものである

			設計		請負額		
			金額	増減額	金額	増減額	
	事	前回	円	т	円	ш	
	尹 怎	今回	円	LJ	円		
内	工事価	格前回	円	Ш	円 円	Ш	
	上 尹 ៕	今回	円	[.]	円	<u> </u>	
訳	消費税相当額	前回	円	П	円	Щ	
司人	伊复 忧怕 当 俄	今回	円	口	円		
支	給 品 費	前回	円	Ш	円	Щ	
	和 叩 須	今回	円	口	円		

京都市 都市計画局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	使	用	年	月	2025年8月	
歩	掛	適	用	年	月	2025年8月	
基	準	適	用	年	月	2025年8月	
単	1	価	地		区	2601: I 地区	
調	<u> </u>	整	区		分	単独工事	
現場環境	竟改善	費(率	計上)				
市	街	坩	1	補	正	市街地以外	
共通仮	没費 (率計上)				
主	た	Z)	エ	種	04:道路改良工事	
施	工	地垣	\$ 等	補	正	補正無し(地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)	1.0
I	С	T 施	エ	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
現場管理	里費						
施	工	地域	\$ 等	補	正	補正無し(地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)	1.0
I	С	T 施	エ	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
一般管理	里費						
前扣	金支	出割	合に。	よる補	正	補正を行わない	1.00
財	団 法	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00
契約	内 保 [証に	係る	補正	率	金銭的保証	0. 04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	2, 550	処分費	
排水構造物工	かご工	ふとんかご	種別:階段式,規格:高さ50cm ×幅120cm,詰石種類:割栗 石,詰石規格:150~200cm	割栗石(150~200)	m3	6, 920	材料費	
防護柵工	防護柵工	板柵土留	H=400, 焼杉材		m	10, 580	材工共	
自然育成施設工	保護柵工	獣害防止柵	H=2000, メッシュハ゜ ネル仕様, スカート 有, ブラウン色		m	10, 930	材工共	
自然育成施設工	保護柵工		H=1800, W=1000, メッシュハ゜ ネル仕様, ブラウン色		箇所	13, 760	材工共	
自然育成植栽工	林地育成工	根株撤去 B	40cm以上75cm未満		本	10, 850	施工費	
自然育成植栽工	林地育成工	根株撤去 C	75cm以上112cm未満		本	28, 970	施工費	
自然育成植栽工	林地育成工	根株撤去 D	112cm以上150cm未満		本	43, 520	施工費	

工事名 令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理						道路新設·改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良							
		式	1				
道路土工							
		式	1				
掘削工							
		式	1				
掘削	土質:土砂,施工方法:片切掘削		1				
(法面部)		m3	710				
掘削	土質: 土砂, 施工方法: 上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	mo	710				
(砕石舗装部)	: 小規模(標準)	m3	30				
路体盛土工		IIIO	30				
		式	1				
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m未満	10	1				
		m3	6				
路床盛土工		ШЭ	0				
			1				
路床盛土	施工幅員:2.5m未満	式	1				
			20				
法面整形工		m3	20				
(Sept. 12/1/		_4>					
法面整形(切土部)	現場制約:無し,土質:レキ質土、砂及び砂質土、粘性	式	1				
12 m 12/12 (/4 -7 Hb/)	±						
法面整形(盛土部)	法面締固め:有り,現場制約:無し	m2	720				
12四正///二二甲/							
		m2	90				
73.工程程上							
		式	1				

設計內訳書(本01)

工事名 令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理	道整備工事 ————————————————————————————————————	EF				道路新設·改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
積込(ハーズ)	土質:土砂,作業内容:土量50,000m3未満						
		m3	710				
土砂等運搬	土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	IIIO IIIO	110				
		m3	720				設計運搬距離L=15
		mo	120				· OKIII
			700				
排水構造物工		m3	720				
が小悟垣70工							
11.311.4		式	1				
作業土工							
		式	1				
床掘り	土質:土砂						
(参考数量)		m3	7				
	土質区分:土砂,土質:砂質土	mo	•				
(参考数量)		m3	2				
かご工		ШЭ	۷				
W C II							
\$ 1 1 2 S	毎叫·附叽十 相枚・言さ50	式	1				
ふとんかご	種別:階段式,規格:高さ50cm×幅120cm,詰石種類: 割栗石,詰石規格:150~200cm						
		m	12				
防護柵工							
		式	1				
作業土工							
		式	1				
床掘り	土質: 土砂	IV.	1				
(参考数量)							
// ÷# +m →		m3	2				
防護柵工							
		式	1				

- 2 -

工事名 令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理	道整備工事				事業区分 工事区分	道路新設·改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
板柵土留	H=400, 燒杉材						
		m	158				
舗装							
		式	1				
舗装工			-				
		式	1				
砕石舗装工			<u> </u>				
		式	1				
砕石舗装	材料種類:RC-40,舗装厚:150mm						
(上層路盤(車道・路肩部))		m2	230				
自然育成		m2	200				
		式	1				
自然育成施設工			1				
		式	1				
保護柵工			1				
		式	1				
獣害防止柵	H=2000, メッシュハ゜ネル仕様, スカート有, ブラウン色	10	1				
		m	118				
獣害防止柵用門扉	H=1800, W=1000, メッシュハ° ネル仕様, ブラウン色	III	110				
		箇所	2				
自然育成植栽工		[변 <i>1</i> 기	2				
		式	1				
林地育成工		1	1				
		式	1				
根株撤去 B	根元周40cm以上75cm未満,埋戻材は現地掘削土を 流用	IV.	1				
•	流用	+	1				
		本	1				

- 3 -

工事名 令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理	道整備工事				事業区分 工事区分	道路新設·改築 自然育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
根株撤去 C	根元周75cm以上112cm未満, 埋戻材は現地掘削土を 流用						
		本	8				
根株撤去 D	根元周112cm以上150cm未満, 埋戻材は現地掘削土 を流用						
		本	2				
木くず積込	機械積込,根株						
		t	3				
木くず運搬	機械積込,10km以上20km未満,根株						20,21 \CZ \\ \ 0.000 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
		t	3				設計運搬距離L=17 .6km
木くず処分	根株						
		t	3				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員							
		人目	42				
直接工事費		, , , ,					
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費							
		式	1				
現場環境改善費		,					
		式	1				
現場環境改善費(率計上)		,	<u>-</u>				
		式	1				

- 4 -

工事名 令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理道整備	工事					道路新設·改築 自然育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費 (率計上)							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
Number of the state of the stat		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

- 5 -

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工 事 名 令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理道整備工事 工事場所 京都市北区西賀茂蛙ケ谷 地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、「土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和7年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和7年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「完全週休2日(土日)|又は「月単位の週休2日|の実施)

- 1 本工事は「京都市週休 2 日工事」の対象(受注者希望方式による「完全週休 2 日(土日)」又は「月 単位の週休 2 日」)であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」
 - (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日 (土日) | 又は「月単位の週休 2 日 | の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目 「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」 において、加点対象となる。

第4条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第5条 (現場条件)

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事の区域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土特別 保存地区に指定された場所であるため、歴史的風土に相応しい景観保全・再生に対し細心の注意 を払い、これらの法令を遵守すること。
- 2 本工事の施工区域は、工事車両の進入が限られた、地形の変化に富む森林であることを十分に 理解したうえで、使用機械等を検討して工事に取組むこと。
- 3 本工事の施工前に必ず敷地境界を確認し、本市が所有する敷地以外で許可なく作業を行うこと がないよう、十分に留意すること。
- 4 本工事作業範囲は住宅に近接する場所であるため、居住者の安全確保に配慮し、十分な対策を 行うこと。
- 5 本工事の工事用進入路は京都府所管の砂防管理用道路を利用するが、現在、京都府京都土木事務所河川砂防課が「蛙ヶ谷川事業間連携砂防等(砂防・補正)工事」を実施しているため、当該工事の施工業者等と調整し、事故や工程の遅れ等の支障がないよう留意すること。

第6条(関係機関協議等)

本工事については、現在、砂防指定地内行為許可申請で京都府京都土木事務所施設保全・用地課と協議中であるが、令和7年10月下旬には協議が成立する見込みである。

なお、協議の結果変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の 対象とする。

第7条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事用進入路出入口付近	1 名	交通誘導警備員B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第8条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む。)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品 (「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種·種別等	細別	材料・資材・製品
かご工	ふとんかご	割栗石(150~200)、パネルタイプ角形じゃかご
防護柵工	板柵土留	杭(焼杉材)、横板(焼杉材)
砕石舗装工	砕石舗装	再生クラッシャーラン(40)
保護柵工	獣害防止柵	H=2000、スカート有、プラウン色
保護柵工	獣害防止柵用門扉	H=1800、W=1000、プラウン色

第9条(受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第10条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む。) (共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外)

工種-種別等	細別	確 認 項 目
路体盛土工	路体(築堤)盛土	盛土転圧状況
路床盛土工	路床盛土	盛土転圧状況
砕石舗装工	砕石舗装	舗装厚 t=150mm
かご工	ふとんかご	ふとんかご設置状況

第11条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が 確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確 認 方 法・目 的 等		
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、		
	立会確認書は必要としない。)。		
工事個所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事		
	箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等		
	を確認すること。		
ダンプトラックの過積載	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をす		
状況確認	る(ただし、立会確認書は必要としない)。		
根株撤去B~D	対象木の、根元周によるランクの確認を行う。		

第12条(品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目·規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考
砕石舗装	再生クラッシャーラン(40)、t=150mm	現場密度試験	3 箇所	100 ㎡以上

4 建設副産物に関する事項

第13条 (建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正令和7年3月27日) を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考	学
建設発生木材 (根)	許可を受けた施設	設計運搬距離 L = 17.6km	

2 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備	考
建設発生土	(指定地処分)豊坂建材株式会社	設計運	搬距離
	京都府京都市西京区樫原芋峠 60-3	L=1	5.9km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た 事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

第14条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(最終改正令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法	
工	①/写訊	仮設工事	□手作業	
程ご	①仮設	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	
ع	②土工	土工事	□手作業	
の		■有 □無	■手作業・機械作業の併用	
作業	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□手作業	
内		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	
容及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業	
びび		■有 □無	■手作業・機械作業の併用	
解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業	
体方法		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	
	⑥その他()	その他の工事	□手作業	
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル 法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、同法第18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第15条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1箇月前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第16条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第17条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
- ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。
- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備する ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第18条 (施工合理化調査に対する協力)

本工事は「施工合理化調査」及び「施工形態動向調査(施工状況モニタリング調査)」の対象工事である。調査の対象範囲は以下のとおりとする。

なお、調査表等は監督職員より別途指示するものとする。

・対象工種:法面整形工、かご工

また、施工合理化調査及び施工形態動向調査(施工状況モニタリング調査)の費用は、設計変更で必要な経費を計上する。

第19条(各工種施工上の留意事項)

1 路体盛土

路体盛土に用いる材料は現地掘削土を流用することとするが、流用にあたって現地掘削土が盛土材として適しているか確認したうえで使用すること。また、路体盛土の出来形が民地境界を越境しないよう現地をよく確認し施工すること。

2 路床盛土

路床盛土に用いる材料は現地掘削土を流用することとするが、流用にあたって現地掘削土が盛土材として適しているか確認したうえで使用すること。また、路床盛土の出来形が民地境界を越境しないよう現地をよく確認し施工すること。

3 ふとんかご

降雨時の谷部を流れる排水の適切な排水や洗堀防止等を目的として設置するため、当該施設の設置 場所について留意すること。

4 砕石舗装

本工事で施工する砕石舗装は上層路盤(車道・路肩部)の歩掛を用いて積算しているため、転圧等 施工時においては上層路盤相当の品質管理を行うこと。

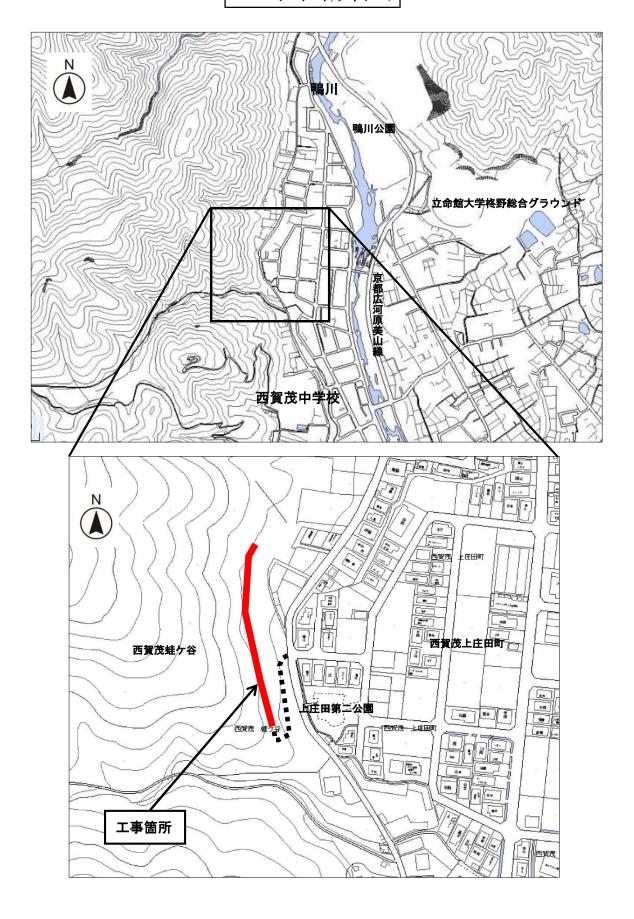
5 獣害防止柵・獣害防止柵用門扉

整備する管理道付近の植生回復のために獣害防止柵を設置するものである。獣害防止柵は2区画設置することを想定している。設置位置は現地状況確認のうえ、監督職員の指示によるものとする。なお、本市維持管理用として、1区画につき1箇所獣害防止柵用門扉を設置すること。

6 根株撤去

根株撤去後の埋戻し材については、現地掘削土を流用すること。

工事箇所図



令和7年度 西賀茂蛙ケ谷管理道整備工事

目 次

図面名	図面番号	枚数
平面図	1	1
縦断面図	2	1
標準横断面図	3	1
横断面図	4~7	4
構造図	8~9	2